

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「本会」という。）定款第26条に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会の事務局に常勤する専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、別表第1「常勤役員俸給表」に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ第8条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の定例報酬月額、別表第1「常勤役員俸給表」のとおりとし、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(日割り計算)

第5条 新たに常勤役員となった者に対しては、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職及び解任又は死亡したときは、その日までの報酬を支給する。
- 3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算することとし、当該計算において生じた円未満の端数処理については、1円に切り上げるものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬は、支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その者の遺族に支払うこととする。この場合、遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、当該役員の報酬の月額に別表第2「役員退職慰労金支給率表」の支給率を乗じた額を上限として、その功労等を考慮し、理事会の決定により支給額を決定する。

3 前項にかかわらず役員としてふさわしくない行為、その他特別な事情がある場合には、理事会の承認を得て、前項により算定した額を減額することができる。

4 在職期間の算定は、委任の日から退職の日までとし、次のとおりとする。

(1) 6カ月未満の端数月は、切り捨て、6カ月以上は1年とする。

(2) 休職期間は算入しない。

5 退職慰労金の計算において生じた百円未満の端数は、これを百円に切り上げるものとする。

(費用)

第8条 本会は、役員等がその役職の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通期に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、通常総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会の設立登記のあった日から施行する

別表第1 常勤役員俸給表

[月額]

号俸	金額 (単位:円)	号俸	金額 (単位:円)
1	400,000	6	525,000
2	425,000	7	550,000
3	450,000	8	575,000
4	475,000	9	600,000
5	500,000	10	625,000

別表第2 役員退職慰労金支給率表

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1年	0.7	12	11.0
2	1.0	13	12.0
3	2.0	14	13.0
4	3.0	15	14.0
5	4.0	16	15.0
6	5.0	17	16.0
7	6.0	18	17.0
8	7.0	19	18.0
9	8.0	20	19.0
10	9.0	20年以上	一年につき、 0.5を加える
11	10.0		